

平成23年 8 月31日

平成23年

第 4 回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第4回教育委員会臨時会会議録

平成23年8月31日午後2時大田区教育委員会臨時会を開催した。

櫻井光政	委員	委員長
藤崎雄三	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
鈴木清子	委員	
野口和矩	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	室内 正 男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
副参事	菅野 哲 郎
社会教育課長	木田 早 苗
大田図書館長	原 聡

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第4回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

会議録署名委員に鈴木委員を指名する。

日程第1 「議案審議」

○委員長

それでは、第51号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第51号議案 平成23年度 第三次補正予算要求原案について説明する。

1 区一般会計歳出

(1) 校舎造修等（小学校費）

補正要求額は、3,100万円の増額補正である。補正理由及び補正内容は、次のとおりである。

ア 緊急経済対策事業

これは現在の厳しい経済状況を踏まえて大田区が緊急に事業を行うものである。

(ア) 校舎造修

① 空調機改修工事（洗足池小） 800万円

管理諸室の空調機の改修をする。使用開始から25年が経過し老朽化しており、効率も悪くなっているため、改修工事を行う。

② キュービクル改修工事（新宿小） 1,700万円

昭和48年に設置し、老朽化しているため、設備の更新を行う。

(イ) 施設維持

① 鉄部等塗装（梅田小） 600万円

鉄部の腐食により、塗装片の剥落や、鉄柵部落下等の危険があるので、鉄部の補修及び塗装工事を行う。

(2) 校舎造修等（中学校費）

補正要求額は、3,708万3,000円の増額補正である。補正理由及び補正内容は、次のとおりである。

ア 校舎造修

① 改修工事設計委託（大森八中）都市計画道路事業558万3,000円

東邦医大通り拡幅のため、大森八中の門扉、塀等を撤去新設し、現在の自転車駐輪場の横を更地にする。平成23年度設計の委託をし、平成24年度に工

事を行う。

イ 緊急経済対策事業

- ① 空調機改修工事（安方中） 1,200万円
管理諸室の空調機の改修をする。使用開始から24年が経過し老朽化しており、効率も悪くなっているため、改修工事を行う。
- ② 階段床改修工事（大森第七中） 350万円
中央階段及び北階段の滑り止めが磨耗しており、生徒や来校者が滑る危険があるので、階段床材の貼り替え及び滑り止めの設置の取付工事を行う。
- ③ 給食室屋根改修工事（南六郷中） 200万円
給食室内に雨漏りしており、衛生状態が懸念されるため、雨漏りを防止する工事を行う。
- ④ プールサイド床改修工事（馬込中） 1,000万円
プールサイドが細かい石を引きつめたものになっているが、この石が経年で劣化して割れたり欠けたりすると、生徒が怪我をする危険があるので改修を行う。こういうプールサイドは、馬込中学校だけだと聞いている。
- ⑤ 非常放送設備改修工事（馬込中） 150万円
ねずみ被害で配線改修が必要であり、設備全体の見直し改修を行う。
- ⑥ 昇降口庇改修工事（大森第一中） 250万円
生徒昇降口の庇部分が老朽化により落下の危険があるため、修繕工事を行う。

(3) 校舎の改築・改修及び屋内運動場等の整備（中学校費）

補正要求額は、1,300万円の増額補正である。補正理由及び補正内容は、次のとおりである。

ア 緊急経済対策事業

- ① 校庭改修（大森六中） 1,300万円
バスケットコートからの砂埃について、近隣から苦情がでてきている。散水装置も検討したが、近隣民家に水滴が飛んでしまうため、全天候型に改修する。

(4) 学事システム運用（教育総務費）

補正要求額は、212万7,000円の増額補正である。補正理由及び補正内容は、次のとおりである。

ア 学事システムの改修費

外国人登録制度の廃止に伴い、平成24年7月から外国人（特別永住者・中長期在留者等）が住民基本台帳制度の対象者となる。住民基本台帳に基づき学齢簿を編成するため、就学及び就学援助事務等学事事務に支障がないよう、23年度中にシステム改修を行う。

(5) 伊豆高原学園の再整備（校外施設費）

補正要求額は、2,100万5,000円の減額補正である。補正理由及び補正内容は、次のとおりである。

ア 伊豆高原学園の再整備に要する経費

- ① 震災の影響で事業者選定の期日を平成24年度まで延長した。このため、今

年度計上していたアドバイザー業務委託予算を2,100万円減額する。契約は今年度中に結ぶため、債務負担の設定を行う。

- ② 伊豆高原学園改築・運営事業の事業審査会の委員の増員と、指定管理者制度導入にあたり、公認会計士による財務審査の費用として68万円を計上する。
- ③ 代替施設（旧伊豆高原荘）改修工事設計委託料の契約落差68万5,000円を減額する。
- ④ 事業者の募集要項の公表にあたり、事業規模を示すために事業予算の債務負担を設定する。

2 債務負担行為補正

- (1) 伊豆高原学園改築・運営等事業（アドバイザー業務委託）

債務負担期間は平成24年度で、限度額は2,052万8,000円である。

- (2) 伊豆高原学園改築・運営等事業（建物等購入費）

債務負担期間は平成24年度から平成26年度までで、限度額は28億6,912万8,000円である。施設を買い取る年度は、平成26年度を予定しているが、本年度秋に募集を開始するので、将来、区が幾らくらい負担を負うのかをあらかじめ明らかにしておこうということで、議会に審議をお願いするものである。

- (3) 伊豆高原学園改築・運営等事業（運営等事業費）

債務負担期間は平成24年度から平成41年度までで、限度額は17億1,351万7,000円に物価変動に伴う増減額を加算した額である。長期間にわたるため、物価変動についての文言を入れている。実際に運営が行われるのは、平成27年度から平成41年度までの15年間となる。この15年間で17億1,351万7,000円となるので、平均すると一年間に1億1,400万円ほどになる。

この補正予算にご了承をいただいたら、第三回区議会定例会に提案したいと考えている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○野口委員

東邦医大通り拡幅のため、大森八中の門扉などの工事をすることだが、道路拡幅にかかる費用は、補償してもらえないのではないか。

○施設担当課長

東邦医大通り拡幅工事は、東京都の都市計画道路なので補償はある。まず、工事は区で行い、これにかかった費用は、後日、歳入として補償される。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第51号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第51号議案について、原案どおり決定する。

第52号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第52号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について説明する。

提案理由は、伊豆高原学園を区民が健康の増進のために利用することができるようにするとともに、その管理を指定管理者に行わせるため、また、利用料金の限度額を定めるために条例を改正するものである。

詳細については、校外施設整備担当課長から説明する。

○校外施設整備担当課長

改正内容の詳細について説明する。

(1) 平成24年4月以降施行予定分について(第1条による改正)

学園工事期間中の代替施設として使用する旧伊豆高原荘の所在地を、名称及び位置 設置条例の第2条に新たに加えるものである。

「大田区立伊豆高原学園附属施設 静岡県伊東市八幡野1151番地の36」が旧伊豆高原荘の位置であるが、これを新たに加える。

(2) 平成27年4月以降施行予定分について(第2条による改正)

伊豆高原学園の施設の利活用として、学校未利用期間の区民利用を促進するための規定、指定管理者導入のための規定、施設の利用条件にかかわる規定及び利用料金の上限の規定等を新たに加える。ボリューム的には一部改正というより全部改正になるが、段階的に施行するということもあり、一部改正としている。

ア 目次

第1章から第5章まで及び付則を新たに加える。

イ 第1章 総則 第2条 (名称及び位置)

先程、第1条による改正により加入した旧伊豆高原荘の所在地を新学園供用開始時点で使用しなくなるため。

ウ 第2章 指定管理者による管理

指定管理者制度の導入にあたり、指定管理者による管理、指定管理者の指定手続、指定管理者が行う業務の範囲及び指定管理者が行う管理の基準について、第3条から第6条までに規定する。

エ 第3章 校外施設の利用

第7条第1項を学習指導要領に準拠した表現に改める。

第7条第2項第1号で区内の社会教育活動を行う団体の利用について、同第2号でその他教育委員会が特に認める者として、今回の伊達市の利用等を想定した社会教育団体以外の利用について明確化した。

第8条から第15条までは、移動教室以外で区民等が学園を利用するための手続や条件について次のとおり規定している。第8条で利用の手続、第9条で利用の変更等、第10条で利用承認の取り消し等、第11条で利用料金又は使用料、第12条で利用料金又は使用料の減免、第13条で利用料金又は使用料の不返還、第14条で利用権の譲渡等の禁止、第15条で原状回復の義務、第16条で損害賠償の義務、第17条で準用という構成となっている。

このうち、第11条第1項において、伊豆高原学園における学校利用以外の者の利用時の利用料金の限度額を規定している。別表第1では、各宿泊室の料金が明記されている。パーソンチャージの場合は、児童宿泊室、引率室及びバリアフリー室ともに一人2千円とする。ルームチャージの場合は、児童宿泊室では定員6人で考えているので限度額を12,000円とし、引率室とバリアフリー室では定員3人で想定しているので限度額を6,000円とする。パーソンチャージとルームチャージの併記については、この事業手法で進めた場合、事業者側の事業計画の組み立てや提案をまとめる中で、有効な料金体系を選択する余地を残すためである。

なお、区民利用による実際の料金は、この2,000円に賄費想定額の3,000円を加えた1泊当たり5,000円が上限額となる。また、区民以外の利用については、1人当たり1,000円を加えた額とする。

オ 第4章 伊豆高原学園の活用

第18条から第21条までは、伊豆高原学園の学校未利用期間の区民利用について規定している。

第18条伊豆高原学園の活用では、地域振興部の事業である区民の健康増進のために施設として利用することを想定している。第19条で利用者の範囲として、第1項で利用できる区民の位置づけ、第2項で区民以外の利用について規定している。第20条で利用料金として、第11条でも規定しているが改めて区民利用についての利用料金を規定している。第21条は準用となっている。

カ 第5章 補則

第22条で職員について、新伊豆高原学園では職員が必要なくなるため、野辺山学園に必要な職員を置くものである。第23条で委任として必要な事項を規則で定めると規定している。

キ 別表

別表第1については、利用料金の上限額を表にしている。別表第2については、野辺山学園における社会教育団体等の使用料の規定である。この使用料については、従来と同額とし、改正はない。

ク 付則

第1条の規定による改正を平成24年4月1日から起算して6月を越えない

範囲内において規則で定める日から施行、第2条の規定による改正を平成27年4月1日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行とすることを規定している。

なお、付則第2項において、第2条による改正のうち第4条の規定による指定管理者の指定及び新条例第8条の規定による利用の申請等並びにこれらに伴う手続は、新条例の施行の日前においても行うことができるとして、新条例の段階的な施行することを規定している。

本改正案は、9月の第3回区議会定例会へ提出する予定である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○横川委員

別表第1の料金表は、バリアフリー室は1部屋1泊6,000円となっているが、利用人数は何人までとなっているのか。

○校外施設整備担当課長

利用人数は、3人となっている。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第52号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第52号議案について、原案どおり決定する。

第53号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第53号議案 大田区スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例原案の提出について説明する。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、制定から50年が経過している。東京オリンピックの3年前ということなる。この間、スポーツをめぐる環境は大きく変化をしている。例えば、地域におけるスポーツクラブの成長や競技技術の向上、スポーツの発展、スポーツによる交流など、大きく変化をしている。この度、このスポーツ振興法の法律の名称がスポーツ基本法に改められるとともに、スポーツの基本理念、国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力規定といったものが盛り込まれた法律が、議員立法とし

て成立し、8月24日に公布されたところである。今回の条例改正は、この法律の改正を踏まえて行うものである。

条例の名称を「大田区スポーツ振興審議会条例」から「大田区スポーツ推進審議会条例」に改める。第1条（設置）では、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「大田区スポーツ振興審議会」を「大田区スポーツ推進審議会」に改める。第2条（所掌事項）では、本法律の根拠条文、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改める。施行日は公布の日とし、経過措置を設けている。改正の条例案は、第3回区議会定例会に提出したいと考えている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第53号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第53号議案について、原案どおり決定する。

第54号議案、第55号議案及び第56号議案については、同一の法律改正に伴うものなので、一括して事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第54号議案 大田区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則について、第55号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について、第56号議案 大田区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

いずれも改正の理由は、スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が施行されたことに関わるものである。

1 第54号議案

別表体育指導員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。施行日は公布の日からとする。

2 第55号議案

別表に非常勤職員ごとの報酬額が定められているが、体育指導員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。報酬額に変更はない。施行日は公布の日からとする。

3 第56号議案

規則の名称中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第1条（趣旨）では、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条（職務）では、「スポーツ振興」を「スポーツ推進」に改めるとともに、現在の第6号を第7号に一つ繰り下げ、第6号に「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。」を追加する。法律の中にも具体的にこの職務が規定されたものによる。施行日は公布の日からとする。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第54号議案、第55号議案及び第56号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第54号議案、第55号議案及び第56号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第4回教育委員臨時会を終了する。

（午後14時35分閉会）